

# 銚田市高齢者等ごみ出し支援事業実施要綱

## (趣旨)

第1条 この告示は、一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物(以下「家庭ごみ」という。)を所定の集積場所に持ち出すことが困難な高齢者や障害者等(以下「高齢者等」という。)を対象に、家庭ごみを戸別収集する事業(以下「高齢者等ごみ出し支援事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は銚田市とする。

2 市長は、事業の実施の一部について、適切に事業を実施することができると思える事業者(以下「委託事業者」という)に委託することができる。

## (対象者)

第3条 この事業の対象者は、銚市内に在住する高齢者等であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、世帯構成員又は同じ住所で世帯を別にする同居人、若しくは親族、近隣住民等から家庭ごみの排出に係る協力を得られる者は除くものとする。

- (1) 65歳以上の者であって、介護保険法(平成9年法律第123号)第19条に規定する要介護認定若しくは要支援認定を受けた者
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている者であって、視覚又は肢体不自由など日常生活に介助又は介護を必要とする者
- (3) その他、市長が特に必要と認めた者

## (収集対象となる家庭ごみ及び収集日)

第4条 高齢者等ごみ出し支援事業において収集対象となる家庭ごみは、次に掲げるものとする。

- (1) 可燃ごみ 生ごみ、紙オムツ、プラスチック製品など(ただし、1辺が30センチメートルに満たないもの。)
- (2) 不燃ごみ 缶、びん、陶磁器など(ただし、1辺が30センチメートルに満たないもの。)
- (3) 資源ごみ ペットボトル、紙類(新聞紙、雑誌、ダンボール、紙パック)
- (4) 有害ごみ 蛍光灯、電池、水銀体温計など

2 収集日は週1回とし、旭地区は火曜日、銚田地区・大洋地区は水曜日とする。ただし、天災、事故その他の事由によりやむを得ない場合及び年末年始(12月29日から翌年1月3日までの日をいう。)は家庭ごみの収集を行わないものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

## (利用の申請)

第5条 高齢者等ごみ出し支援事業を希望する者又はその代理者は、銚田市高齢者等ごみ出し支援事業利用申請書(様式第1号)に必要な事項を記載し、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 介護保険被保険者証又は身体障害者手帳の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(利用の決定)

第6条 市長は前条に規定する申請を受けたときは、その内容を審査し、利用の可否について決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により支援事業の対象となった者（以下「利用者」という。）に対し、現地訪問面談等により対象者の生活、身体の状態、介護サービスの利用状況等を聞き取り、併せて収集日やごみ出し方法、声掛けの希望などの説明、排出場所の確認を行うものとする。

3 市長は、第1項の規定により利用の可否を決定したときは、銚田市高齢者等ごみ出し支援事業利用承認通知書（様式第2号）又は銚田市高齢者等ごみ出し支援事業利用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

4 利用の期間は、申請があった年度の3月末日までとする。ただし、第3条第1項から第3項に定める認定状況等に変更がなく、申請者から利用の休止又は停止の届け出がない場合については、利用継続のための申請を不要とする。

5 市長は、年1回程度、利用者の利用状況等を確認するものとする。

(排出方法)

第7条 利用者は、あらかじめ指定した場所に自身で用意した蓋付の容器等を設置し、市長が指定する曜日に家庭ごみを排出するものとする。また、排出時に使用する袋等は以下のとおりとし、市長が示すごみ出し方法に従い、適正に分別を行うものとする。

(1) 可燃ごみ 銚田市指定ごみ袋

(2) 不燃ごみ 45リットル以下の透明又は半透明の袋

(3) 資源ごみ ペットボトルは45リットル以下の透明又は半透明の袋  
紙類は種類ごとにひもで十字に縛る

(4) 有害ごみ 45リットル以下の透明又は半透明の袋

2 排出先は、原則として利用者宅の玄関先又は門扉先とする。

3 ごみの分別は利用者が行うものとする。

(収集方法)

第8条 委託事業者は、利用者の居宅を訪問し、指定収集場所に設置された蓋付の容器等から家庭ごみを収集する。

2 分別がされていないごみについては、収集しないものとする。

3 委託事業者は、声掛けを希望する利用者に対し、家庭ごみ収集を行うとき声掛けをするものとし、声掛けに応答がない場合、速やかに市長に報告し対応するものとする。

4 収集した家庭ごみは、適宜、「銚田クリーンセンター」又は「大洗、銚田、水戸環境組合クリーンセンター」へ搬入する。

5 委託事業者は、家庭ごみの収集事業が完了となるときは、銚田市高齢者等ごみ出し支援事業活動報告書（様式第4号）を市長へ提出するものとする。

6 天災、事故その他の事由によりやむを得ない場合及び年末年始（12月29日から翌年1月3日までの日をいう。）は家庭ごみの収集を行わないものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(利用料金)

第9条 利用者は、利用料金として月額500円を負担するものとする。

2 利用者は、利用開始及び利用中止、利用休止、利用再開の日が月の途中になった場合でも、高齢者等ごみ出し支援事業を利用した当月分の利用料金として、前項の規定による金額を負担するものとする。

3 利用者は、利用料金を翌月の口座振替により納付しなければならない。ただし、口座振替によることが困難なときは、納付書その他の方法により納付することができる。

(変更等の届け出)

第10条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、銚田市高齢者等ごみ出し支援事業利用変更等届出書(様式第5号)により市長に届け出なければならない。

(1) 利用承認を受けた内容に変更が生じたとき。

(2) 一時的に事業の利用を休止しようとするとき。

(3) 事業の利用を再開しようとするとき。

(4) 第3条に規定する対象者及び対象世帯でなくなったとき又は事業の利用を中止するとき。

(利用承認の取り消し等)

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、高齢者等ごみ出し支援事業の利用承認を取り消すことができる。

(1) 第3条に規定する対象者及び対象世帯でなくなったとき。

(2) 高齢者等ごみ出し支援事業の利用を辞退したとき。

(3) 利用者が長期間にわたり施設、病院等に入所又は入院することとなったとき。

(4) 偽りその他不正の手段により高齢者等ごみ出し支援事業を利用したとき。

(5) 家庭ごみの分別がされておらず、注意又は指導しても改善されないとき。

(6) 利用料金の滞納があるとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が高齢者等ごみ出し支援事業の利用を適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により、高齢者等ごみ出し支援事業の利用承認を取り消すときは、銚田市高齢者等ごみ出し支援事業利用承認取消通知書(様式第6号)により、利用者へ通知するものとする。

(守秘義務)

第12条 委託事業者は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

年 月 日

銚田市長 様

申請者 住 所  
 (代理申請者) 氏 名  
 電話番号

銚田市高齢者等ごみ出し支援事業利用申請書

高齢者等ごみ出し支援事業を利用したいので、銚田市高齢者等ごみ出し支援事業実施要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

利用者	住 所		申請者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> ( )
	氏 名		生年月日	年 月 日 (年齢 歳)
	現 況	<input type="checkbox"/> 要支援認定 ( ) <input type="checkbox"/> 要介護認定 ( ) <input type="checkbox"/> 障害等級 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	世帯状況	<input type="checkbox"/> ひとり暮らし <input type="checkbox"/> 同居人あり ( 人) ※利用者を除く
	電話番号	固定電話 - -	携帯電話	- -
同居人	氏 名		生年月日	年 月 日 (年齢 歳)
	現 況	<input type="checkbox"/> 要支援認定 ( ) <input type="checkbox"/> 要介護認定 ( ) <input type="checkbox"/> 障害等級 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	利用者との関係	
	氏 名		生年月日	年 月 日 (年齢 歳)
	現 況	<input type="checkbox"/> 要支援認定 ( ) <input type="checkbox"/> 要介護認定 ( ) <input type="checkbox"/> 障害等級 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	利用者との関係	
収集時の声掛けの希望			<input type="checkbox"/> 希望 ・ <input type="checkbox"/> 不要	

## 同意書

私は、銚田市高齢者等ごみ出し支援事業の利用申請にあたり、市が保有する私の住民登録情報等の調査や身体的状態等の確認を行い、地域包括支援センター、介護サービス事業所、民生委員等の関係者及び関係機関に対して、情報提供や必要な資料等の提供を求めることに同意します。

また、銚田市高齢者等ごみ出し支援事業の実施にあたり、住居や家財等を破損させた場合において、重大な過失がある場合を除き、市は責任を負わないことに同意します。

※ 同居者がいる場合においても、本書により同居者の同意も得たものとします。

利用者署名 \_\_\_\_\_

### 関係者意見書欄

意見者	住所			
	役職		氏名	
	電話番号			
意見書				

※ 役職欄は「ケアマネジャー」や「民生委員」など関係が分かるものを記載

### 緊急連絡先

住所			
氏名		申請者との関係	
電話番号	固定電話	- -	携帯電話 - -

第 号  
年 月 日

様

銚田市長

銚田市高齢者等ごみ出し支援事業利用承認通知書

年 月 日付けで申請のあった銚田市高齢者等ごみ出し支援事業について、下記のとおり決定したので、銚田市高齢者等ごみ出し支援事業交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- |          |                    |       |
|----------|--------------------|-------|
| 1. 利用対象者 | 住 所<br>氏 名<br>生年月日 | 年 月 日 |
| 2. 利用の可否 | 承認します              |       |
| 3. 収集開始日 | 年 月 日から            |       |
| 4. 収 集 日 | 週1回 曜日             |       |
| 5. 利用料金  | 月額500円             |       |

(注意事項)

- 1 収集場所には、収集日の朝9時までに出してください。
- 2 次のいずれかに該当するときは、速やかに生活環境課へ届け出てください。
  - (1) 利用承認を受けた内容に変更が生じたとき。
  - (2) 一時的に事業の利用を休止しようとするとき。
  - (3) 事業の利用を再開しようとするとき。
  - (4) 要綱第3条に規定する対象者及び対象世帯でなくなったとき又は事業の利用を中止するとき。
- 3 家庭ごみの出し方等に問題があって改善されない場合、又は利用料金の滞納が続いた場合、高齢者等ごみ出し支援事業の利用を中止又は停止することがあります。

第 号  
年 月 日

様

銚田市長

銚田市高齢者等ごみ出し支援事業利用不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました銚田市高齢者等ごみ出し支援事業の利用について、  
下記の理由により不承認となりましたので通知します。

記

不承認の理由

銚田市高齢者等ごみ出し支援事業活動報告書

銚田市長 様

委託事業者

活動日	年 月 日 ( 曜日)			
作業者名	.			
開始時間	時 分	終了時間	時 分	
利用者名	活動時間	ごみ収集	声掛確認	特記事項
	時 分 着 時 分 発	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	時 分 着 時 分 発	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	時 分 着 時 分 発	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	時 分 着 時 分 発	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	時 分 着 時 分 発	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	時 分 着 時 分 発	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	時 分 着 時 分 発	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	時 分 着 時 分 発	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	時 分 着 時 分 発	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	時 分 着 時 分 発	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
クリーンセンター	時 分 着 時 分 着		時 分 発 時 分 発	

※「ごみ収集」欄は、収集の有無にチェック「」をつけてください。  
 ※「声掛確認」欄は、声掛希望者のみとし、応答があった場合は「○」をつけてください。

銚田市高齢者等ごみ出し支援事業利用変更等届出書

年 月 日

銚田市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

年 月 日付 第 号で利用承認のあった事業について、次のとおり（変更・休止・再開・中止）したいので、銚田市ごみ出し支援事業実施要綱第10条の規定により届け出ます。

記

利用者名		
届出の区分	変更等の内容	
	変更前	変更後
1. 承認内容の変更 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 緊急連絡先 <input type="checkbox"/> 収集場所 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
2. 休 止	年 月 日 から 年 月 日	
3. 再 開	年 月 日	
4. 中 止	年 月 日	
変更理由		
備 考		

様

銚田市長

銚田市高齢者等ごみ出し支援事業利用承認取消通知書

年 月 日付け 第 号で承認した銚田市高齢者等ごみ出し支援事業の利用について、下記のとおり利用承認を取消しましたので、銚田市高齢者等ごみ出し支援事業実施要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

1. 利用者 住 所  
氏 名  
生年月日 年 月 日

2. 承認取消の理由

銚田市高齢者等ごみ出し支援事業実施要綱第11条第1項第1号から第6号のいずれかに該当するため

- (1) 第3条に規定する対象者及び対象世帯でなくなった
- (2) 高齢者等ごみ出し支援事業の利用を辞退した
- (3) 利用者が長期間にわたり施設、病院等に入所又は入院することとなった
- (4) 偽りその他不正の手段により高齢者等ごみ出し支援事業を利用した
- (5) 家庭ごみの分別がされておらず、注意又は指導しても改善されない
- (6) その他 ( )

3. 承認取消日 年 月 日